

長期的な視野に立った法整備支援を



カンボジア特別法廷最高裁判所判事

野口 元郎

1970年代後半、カンボジア社会を破壊し尽くした大量虐殺。残虐な殺りに手を染めた当時の政権幹部を裁くカンボジア特別法廷が、約30年経過した2006年、国際社会の支援を得てようやく設置された。野口元郎さんは同法廷の国際判事として、国際標準を満たした公正な裁判の実現に尽力する。

東京地方検察庁などの検事を約10年間務めた後、日本が開発途上国の法整備支援を本格化させた96年以降、今日までアジアの法制度整備とかかわってきた。「日本の法律が優れているからそのまま使いなさいと強要するのはなく、一つのオプションとして提示する。何を選ぶかは彼らが判断すること」と言う野口さんが、人材育成を重視してきた日本の法整備支援に巡らす思いとは――。(続きは裏ページへ)

「人材育成に力点を置く日本のスタンスは説得力がある」

カンボジア特別法廷最高裁判所判事

野口 元郎

Noguchi Motoo

1961年東京都出身。東京大学法学部卒業。85年検事任官し、東京地方検察庁などで捜査・公判に従事。96年以降、法務省法務総合研究所教官、アジア開発銀行法務部カウンセラー、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)教官として、開発途上国の法整備支援に携わる。2004年から外務省国際法局付検事併任。国際刑事裁判所客員専門家、イェール大学ロースクール国際人権センターの客員研究員などを務め、06年5月より現職併任。



photos by Suto Naotoshi

1996年に法務省法務総合研究所の教官となってから10年余り、途上国の法整備支援にかかわってきました。インドシナを中心に、司法分野の実務家を日本に招いて研修を行ったり、自分がJICAの短期専門家として途上国に足を運んでセミナー講師を務めることもありました。

欧米諸国や国際機関の法整備支援というと、短期間で成果の見えやすい法律・制度づくりそのものが多いですが、日本の法整備支援は、長期的視野に立った人材育成を重視しているのが特徴です。グローバルマーケットへの参加に必要な法を整備しなければならない旧社会・共産主義国、移行経済国で法整備自体の支援ニーズが高いのも事実ですが、それを使いこなせる人材がいなければ意味がありません。よく言われる例えですが、魚を釣って渡すのではなく、魚の釣り方を教える。JICAは、特定の法律の起草支援を行うにしても、根本的なことからじっくりと教え、国際標準として通用する法律の基本やものの考え方を理解してもらいつつ、法自体がきちんと機能するように常に意識していました。そのスタンスは非常に説得力があると思います。ただ、人材育成は数年で目に見える成果が出るものではないので、それを客観的にどう評価するか。JICAも模索していますが、難しい課題ですね。

カンボジア特別法廷では、国際社会が協力して公正で基本的人権を保障した刑事裁判の実現に取り組んでいます。日本は予算面では国連負担分の半分を拠出し、大き

く貢献しています。この法廷は170万人ともいわれる大量虐殺を裁くものです。しかも、事件から約30年が経過し、主犯格の数人はすでに亡くなっており、関係者も年老いているため、裁判には多くの困難が予想されます。

また、そうした特殊性に対処するには、現存のカンボジアの刑事訴訟法だけでは不十分なので、この裁判特有の手続き規則の作成に取り掛かっています。しかし、国際司法官¹とカンボジア人司法官の間でなかなか意見が一致せず、採択が遅れています。今こうしている間も、被害者や被疑者からすれば待たされている状態ですから、規則の採択は一刻も早くすべきです。ただ、中身が伴わなければ意味がないので、国際司法官である私たちは、国際社会から見て受け入れ可能なレベルの国際標準を確保しなければなりません。その過程で、国際司法官とカンボジア人司法官が協議し、意見を戦わせることも必要な作業の一部であると考えています。

日本外交の新基軸「価値の外交」²に、法整備支援は目に見える形で貢献できる分野です。日本はアジアで最も早く民主化しましたが、第二次世界大戦の経験から法の支配や人権保障に関する支援にあまり積極的ではありませんでした。しかし、もう半世紀以上たつ今、もっと声を大にして推し進めていいでしょう。そうなると、JICAの役割がますます重要になりますし、日本国内の人材を育てていく柔軟かつ多様なシステムが求められると思います。

¹ 国連事務総長の推薦により任命された外国人の判事、検事。

² 麻生太郎外相が唱える経済的繁栄と民主主義を通して、平和と幸福を推進する外交。普遍的価値(自由、民主主義、基本的人権、法の支配、市場経済など)に基づいて行われる。